



トクちゃん新聞

11月号

HPをリニューアルします。お楽しみに！

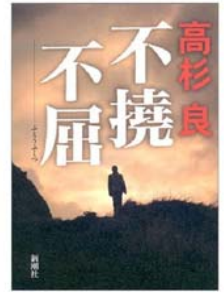


平成19年11月6日
徳野会計事務所
〒577-0006
東大阪市橋根3-12-28
TEL: 06-6744-3961
FAX: 06-6744-3963
URL: http://www.ft-tax.com/
mail: info@ft-tax.com



TKCとは、栃木計算センターの略称だそうですが、いわずと知れた、飯塚毅先生が「自利利他」を社是として創設された会社で、我々の業界において知らない人はいない存在です。「会計データをセンターに送るため手間がかかる」というイメージを持っていました。ところが、先日、岡崎市のTKC会員、中垣税理士とお会いする機会があり、お初天神のお好み焼き「千房」で豚玉を食べながら、いろいろお聞かせいただいたのですが、TKCもいいな～と思いを改めるようになりました。

積極的に精力的にいろいろと勉強する中垣さんだからこそ、吸収するものも多いのでしょうけれど、提供されるサービスの中には、個人事務所単体では、とても作れないようなプログラムもあったり、「そんなのが欲しかった」と思うようなものもあって、「さすがTKC!」と思わされました。そういえば、2~3年前に、飯塚先生をモデルにした「不撓不屈」という書籍を読みましたが、その徹底したプロ根性にただただ脱帽でした。職業会計人としては必読といっても過言ではないでしょうね。滝田栄さんが主演して映画化もされました。



ということで、11月中旬に東京で行われるTKCのイベントに参加しようと思っています。

◆税務情報 (改正情報)

担当: 大塚

大塚 創業促進税制(法人事業税の軽減)の改正について

前号では、中小製造業の「設備投資促進税制」についてお知らせしましたが、中小製造業においては、創業に関しても、軽減措置が実施されています。これらは、大阪府の「ものづくり企業を税制面から支援!」の考えのもと行われている優遇措置です。

創業促進税制の概要

設立時期	H.19年4月1日~H.22年3月31日	H.13年4月1日~H.19年3月31日
対象法人	H.19.4.1~H.22.3.31までに資本金又は出資金の額が1千万円以下で府内を本店として設立された「製造業法人」	H.13.4.1~H.19.3.31までに資本金又は出資金の額が1千万円以下で府内を本店として設立された「法人」
軽減税目	法人事業税	
軽減内容	現行税率の9/10	①下記以外の業種 →現行税率の1/2 ②製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業 →現行税率の9/10
適用内容	設立後5年の間に終了する各事業年度	

<注意事項>

- ①「製造業法人」とは、「主たる事業」によって判断します。申告する事業年度の売上金額がもっとも大きい事業が「主たる事業」となります。
 - ②「設備投資促進税制」と「創業促進税制」は同じ事業年度で重複適用されません。
- ※製造業法人で、両税制の要件にも該当する場合、一般に「創業促進税制」の適用が有利です。
- ◆詳しくは・・・
大阪府 商工労働部 商工振興室 経営支援課 創業・ベンチャー振興グループ
電話06-6941-0351(内線)2622

◆すぐに役立つ 社長の経理ナビ

担当: 荒田

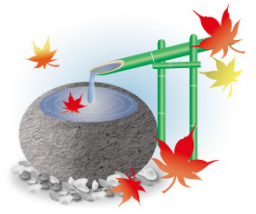
去る10月3日(水)、徳野会計事務所にて、「すぐに役立つ社長の経理ナビ デモ説明会」が開かれました。この「すぐに役立つ社長の経理ナビ」とは、ビズソフト株式会社様が開発したソフトで、毎月の入金と出金データを入力していくとかんたんに資金繰りが把握できるというものです。(また、この入力データを弥生会計ソフト等に取り込むことができます。)より詳細なことについては、ビズソフト株式会社様のホームページ (<http://www.bizsoft.co.jp/products/navi/index.html>)にも記載されていますので、ぜひご覧ください。



ご興味がある方はぜひ徳野会計事務所までお問い合わせください!

◆税務スケジュール(11月)

11月12日(月)
※10日が土曜日のため12日になります
・10月分 源泉所得税の納付
・10月分 住民税の納付(特別徴収)



11月30日(金)
・9月決算法人 確定申告
・3月決算法人 中間(予定)申告
・10月分社会保険料
・所得税予定納税 第2期分
・個人事業税 第2期分
・労働保険料 第3期分

◆所得税予定納税額の減額申請(第2期分)は11月15日(木)提出期限です◆

担当: 岡村

◆経理合理化

担当: 荒田

皆さんの会社の経費科目は多すぎませんか? 勘定科目が多いと、それだけ科目の分類に手間がかかります。その分、判断に時間がかかることとなります。そのためにも、勘定科目はできるだけ少なくしておき、必要以上に追加しないようにしておきましょう。そこで、
①期中に新しい科目は作らない!(期首に科目の見直しをしましょう)
②科目を統合して減らす!(取引金額が小さい経費科目については、他の科目と統合するか、雑費に含めてしまいましょう。)といったルールを決めてみてはいかがでしょうか。(参考:『ココまでできる経理の合理化』 児玉尚彦氏著)

◆専門家の声

葛西泰二 先生(弁理士)

●プロフィール
昭和48年広島大学工学部卒業 三井造船入社(機能設計に従事)
昭和61年~特許業界に転進、平成3年弁理士登録
平成11年~葛西特許事務所設立
講演、書籍出版にも取り組む
□特許明細書のクレーム作成マニュアル(工業調査会)
□初心者のための「特許出願」完全・最短理解の手引き(すばる舎)他
平成15年から大阪市大工学部の非常勤講師



●PR
主に中小企業、ベンチャー企業を、知的財産の発掘から権利行使までトータル的に支援することを得意としております。お気軽にご相談ください。

●徳野からのコメント

写真からも感じていただけたと思いますが、とてもソフトな印象の方です。今まで、何度かお仕事をお願いをさせていただきましたが、いずれも的確に、スピーディにご対応いただき、なおかつ、親身に相談に乗っていただき、お客様にもとても喜んでいただいております。私は基本的に「餅は餅屋」と思っていますが、中でも知的財産権というのは、最もよくわからないジャンルの一つです。わからない上に、今後益々関連業務が増えてくるジャンルと思われれます。そういった意味で、葛西先生の存在は本当にありがたいです。葛西先生、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

◆年調リスト&確定申告資料保管袋のご案内

担当: 大塚

平成19年も、残すところ、あと2ヶ月となりました。昨年に引き続き、年末調整&確定申告を行うにあたり必要な書類、資料等をリストアップした案内書、並びに確定申告をされる方には、『資料保管袋』を同封させて頂きました。本年(平成19年)から所得税控除対象の保険料として、『地震保険料控除制度』が創設されました。「地震保険」に加入されている方は、「生命保険」・「損害保険」と同じように、「地震保険」についても『控除証明書』が送られてきますのでご注意ください!皆様お忙しい中、資料を集めて頂くのは大変ですが、今から準備していただければ、年末に慌てる必要がなくなります。また、経理の方の負担も軽くなりますので、是非ご活用下さい。年末調整&確定申告についてなにか不明点等ございましたら弊所にお気軽にお問い合わせ下さい!

◆弥生会計の7つのポイント

担当: 岡村

給与仕訳のときに便利です

「借方摘要」「貸方摘要」を分けて入力する方法

借方摘要と貸方摘要をそれぞれ分けて入力するには、振替伝票の摘要欄に「借方摘要 // 貸方摘要」のように、区切り文字 // (半角スラッシュ2つ)を使って摘要を入力します。

借方摘要	貸方摘要	借方金額	貸方金額	残高
11/1	11/1			
11/30	11/30			

【振替伝票】
貸方: 預り金の元帳に表示したい摘要を//の右側に入力します
(例) 摘要欄
11月分通勤費 // 11月分給与
源泉所得税

日付	相手科目	摘要	相手区分	税区分	借方金額	貸方金額	残高
11/1	相手補助科目	補助料					
11/30	11/30	11月分給与 源泉所得税					
	借口	11月分給与 健康保険料				20000	
	借口	11月分給与 厚生年金保険料				15000	
	借口	11月分給与 住民税				18000	
							63000

【預り金元帳】
スラッシュ(//)の右側に入力した摘要が貸方科目の元帳に表示されます。